

宮城県公報

行 政 発 行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

○身体障害者福祉法に基づく医師の指定	(障害福祉課)	一
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の変更	(同)	二
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の指定の辞退	(同)	二
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	(同)	二
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(同)	二
○県営土地改良事業計画の縦覧	(農村振興課)	二
○地域森林計画の策定	(林業振興課)	三
○地域森林計画の変更	(同)	三
○育種母樹林の指定の解除	(森林整備課)	三
○保安林の指定の解除の予定	(同)	三
○保安林の指定の解除	(同)	三
○保安林の指定の予定	(同)	三
○建設業許可の取消し	(事業管理課)	四
○土地区画整理事業の換地処分の届出(二件)	(都市計画課)	四
○都市計画事業の認可	(同)	五
○建築士免許の取消し	(建築宅地課)	五
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定	(障害福祉課)	六
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく	(障害福祉課)	六

ページ

指定医療機関の辞退の届出

○開発行為に関する工事の完了

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告(二件)

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

選挙管理委員会

○宮城海区漁業調整委員会委員の解職請求に要する選挙権を有する者の総

数の三分の一の数について

監査委員

○定期監査結果に対する措置の公表(二件)

公安委員会

○宮城県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則

雑 報

○土地区画整理事業に基づく書類の送付に代わる公告

告 示

○宮城県告示第十二号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により、身体障害者手帳の交付のために診断を行う医師として、平成三十年十一月二十二日次の者を指定した。

平成三十一年一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
福富 俊明	外科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地
山田 元	内科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地
平字 健治	外科	気仙沼市立病院	気仙沼市赤岩杉ノ沢八番二号
鈴木 一史	整形外科	宮城県立がんセンター	名取市愛島塩手字野田山四十七番一号
大浪 英之	眼科	おおなみ眼科クリニック	多賀城市高橋五丁目三番五号

藤野浩太郎	整形外科 リハビリテーション科	野蒜ヶ丘整形外科・リハビリテーション科	東松島市野蒜ヶ丘三丁目二十九番五号
-------	--------------------	---------------------	-------------------

○宮城県告示第十三号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関に、次のとおり変更があった。

平成三十一年一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	新		旧	
		所属医療機関の名称	所在地	所属医療機関の名称	所在地
初貝 和明	外科	南三陸病院	南三陸町志津川字沼田十四番三号	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地

○宮城県告示第十四号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した次の医師から、指定の辞退があった。

平成三十一年一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	
		所在地	所在地
川嶋 和樹	外科	気仙沼市立病院	気仙沼市赤岩杉ノ沢八番二号
木村 啓二	呼吸器内科	大崎市民病院	大崎市古川穂波三丁目八番一号

○宮城県告示第十五号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。

平成三十一年一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害児通所支援の種類	設置者名	指定年月日
-------	-------------	--------------	------	-------

○四五〇三〇三二四	放課後等デイサービス スところ 塩竈市玉川一丁目五十二	放課後等デイサービス	合同会社こころ	平成三十一年一月一日
○四五二四〇五一三七	このみ 亙理郡亙理町字狐塚百六十九番地一	放課後等デイサービス	一般社団法人好	平成三十一年一月一日
○四五〇三〇三二二	塩竈地域福祉事業所 ここと 塩竈市藤倉三丁目七一五	放課後等デイサービス	特定非営利活動法人ワーカーズコープ	平成三十一年一月一日

○宮城県告示第十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成三十一年一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四一一二二〇二二二	ほっとファーム柴田 柴田郡柴田町榎木上町三丁目五百十	就労継続支援A型	ほっとファーム株式会社	平成三十一年一月一日
○四一一二二〇二二九	障がい者就労支援事業所 柴田郡柴田町榎木上 三丁目五百二十九号	就労継続支援B型	株式会社かけはし	平成三十一年一月一日

○宮城県告示第十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、県営七ヶ宿西部地区土地改良事業（区画整理事業）計画を定めたので、同条第七項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業計画について不服があるときは、同法第八十七条の三第七項において準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

平成三十一年一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成三十一年一月十一日から平成三十一年二月十二日まで

三 縦覧場所

七ヶ宿町役場

○宮城県告示第十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定により宮城北部地域森林計画を立てたので、同法第六条第七項の規定により次のとおり公表する。

平成三十一年一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 地域森林計画の名称

宮城北部地域森林計画

二 縦覧場所

宮城県庁（農林水産部林業振興課）、宮城県仙台地方振興事務所、宮城県北部地方振興事務所（栗原地域事務所を含む）、宮城県東部地方振興事務所（登米地域事務所を含む）及び宮城県気仙沼地方振興事務所

○宮城県告示第十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により宮城南地域森林計画を変更したので、同法第六条第七項の規定により次のとおり公表する。

平成三十一年一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 地域森林計画の名称

宮城南地域森林計画変更計画

二 縦覧場所

宮城県庁（農林水産部林業振興課）、宮城県大河原地方振興事務所及び宮城県仙台地方振興事務所

○宮城県告示第二十号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第九条第一項の規定により、次のとおり育種母樹林の指定を解除する。

平成三十一年一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

指定番号	樹種	所在場所	本数	面積	所有者	
宮城育 二二一六	スギ	栗原市高清水天王 沢一二番三三	二〇〇	〇・〇一〇 ヘクタール	住 所	名 称
					栗原市高清水天王 沢一二番三三	佐藤 裕行

○宮城県告示第二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成三十一年一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

本吉郡南三陸町歌津字大沼一七七の二・一七七の四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

指定理由の消滅

（次の図）は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び南三陸町役場に備えて置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十一年一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

仙台市若林区荒浜字南官林三九、四〇の一、四〇の二、四〇の五、四九、五〇、字北丁五六の一

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

○宮城県告示第二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成三十一年一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

亘理郡山元町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び山元町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第二十四号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条の二第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成三十一年一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日

平成三十年十二月二十七日

二 被処分者の商号又は名称等

多賀城市下馬二丁目一番十五号K2プラ

ンニングビル三〇二

般一二十八

第二万六百七十二号

建設業許可番号

(宮城県知事許可)

主たる営業所の所在地

商号又は名称及び代表者の氏名

有限会社つくる山本 勇始

三 処分の内容

1 処分

一般建設業許可の取消し

2 取消範囲

建設業の営業の全部

四 処分の原因となった事実

被処分者の営業所の所在地を確知できず、平成三十年十一月二十六日付け宮城県告示第十二十六号で告示したが、同日から三十日を経過しても被処分者から申出がなかった。

○宮城県告示第二十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、次の土地区画整理事業の換地処分について届出があった。

平成三十一年一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 土地区画整理事業の名称

仙塩広域都市計画事業菖蒲田浜地区被災市街地復興土地区画整理事業

二 施行者の名称

七ヶ浜町

三 事務所の所在地

七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺五番地の一

四 換地処分の年月日

平成三十年十月十一日

○宮城県告示第二十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、次の土地区画整理事業の換地処分について届出があった。

平成三十一年一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 土地区画整理事業の名称

仙塩広域都市計画事業代ヶ崎浜A地区被災市街地復興土地区画整理事業

二 施行者の名称

七ヶ浜町

三 事務所の所在地

七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺五番地の一

四 換地処分の日

平成三十年十月十一日

○宮城県告示第二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成三十一年一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

石巻市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

石巻広域都市計画公園事業

2 名称

四・四・一号 中瀬公園

三 事業施行期間

平成三十一年一月十一日から平成三十八年三月三十一日まで

四 事業地

1 取用の部分

宮城県石巻市中瀬地内

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第二十八号

建築士法（昭和二十五年法律第二二二号）第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。

平成三十一年一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

平成三十年十二月二 十七日	今野 文秀	氏 名	一級建築士、二 級建築士の別	登録番号	免許取消しの理由
平成三十年十二月二 十七日	石堂 忠美	氏 名	二級建築士	第一万四千四百五 十四号	建築士法第九條第一項 第二号に該当するため
平成三十年十二月二 十七日	石堂 忠美	氏 名	二級建築士	第二千三百六十	建築士法第九條第一項

十七日	遊佐 久作	二級建築士	第五号	第三号に該当するため
平成三十年十二月二 十七日	今野 明治	二級建築士	第二千二百九十九 号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成三十年十二月二 十七日	高橋 子之 助	二級建築士	第四千八百三十 四号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成三十年十二月二 十七日	清野 央	二級建築士	第一千三百十六号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成三十年十二月二 十七日	長谷川 義 衛	二級建築士	第七百八十六号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成三十年十二月二 十七日	谷津 今朝 吉	二級建築士	第一千五百三十五 号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成三十年十二月二 十七日	千葉 安雄	二級建築士	第六百二十一 号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成三十年十二月二 十七日	北澤 秀雄	二級建築士	第九千三百五十 六号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成三十年十二月二 十七日	中居 治樹	二級建築士	第十一号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成三十年十二月二 十七日	佐藤 豊夫	二級建築士	第三千四百七十 号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成三十年十二月二 十七日	佐藤 助雄	二級建築士	第二千九百十七 号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成三十年十二月二 十七日	佐藤 幸夫	二級建築士	第三千二百二十六 号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成三十年十二月二 十七日	畠山 二郎	二級建築士	第七百五十九 号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成三十年十二月二 十七日	伊藤 正敏	二級建築士	第八百三十二号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成三十年十二月二 十七日	高野 幸一	二級建築士	第四十七号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成三十年十二月二 十七日	阿部 源吉	二級建築士	第一千七百十三号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成三十年十二月二 十七日	佐藤 幸一	二級建築士	第二千八百十三 号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成三十年十二月二 十七日	佐藤 猛	二級建築士	第二千二百十九 号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成三十年十二月二 十七日	伊勢 昌雄	二級建築士	第二千三百二十 三号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成三十年十二月二 十七日	小丸 源一	二級建築士	第六百八十三号	建築士法第九條第一項

公 告

十七日				第三号に該当するため
平成三十年十二月二十五日	加藤 薫	二級建築士	第二千四百五十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成三十年十二月二十七日	高橋 肇	二級建築士	第四千四十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成三十年十二月二十七日	熊谷 二三夫	二級建築士	第五千五百六十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成三十年十二月二十七日	横山 惣吉	二級建築士	第七千八百二十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち育成医療及び更生医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

平成三十一年一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所在地	指 定 年 月 日
ひかり薬局東田中	多賀城市東田中字志引八十五番地の一	平成三十年十二月一日

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次のとおり育成医療及び更生医療を行う医療機関として指定した指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

平成三十一年一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	担 当 する 医療の種類	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
トミザワ薬局駅南店	調剤	大崎市古川駅南三ー七	平成三十年九月三十日

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工

区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成三十一年一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 柴田郡大河原町字見城前百六十九番六、百六十七番五、百六十九番十一、百六十九番十の一部、五十三番六の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

仙台市青葉区上愛子字街道七十七ー六
 株式会社山耕

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成三十一年一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 プロジェクト及びタブレット端末ほか 一式
 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成三十年十二月十四日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社T T K 宮城県仙台市若林区新寺一丁目二番二十三号
 五 落札金額 三千六百二十七万四千七百十六円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成三十年十一月二十七日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成三十一年一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 宮城県警察W A N用端末装置賃貸借（W31ー1） 一式
 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで
 4 履行場所 宮城県警察本部総務部情報管理課ほか

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二條第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三條第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四條第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七條第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴

力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二―一三三三五）へ平成三十一年一月二十三日（水）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒九八〇―八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県警察本部総務部会計課調度係（電話番号〇二二―二二―一七二七一、内線二二三三）

2 入札説明書等の交付期限

平成三十一年一月二十三日（水）午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成三十一年二月五日（火）までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間にあって、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、平成三十一年二月十九日（火）午後五時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便にて1あて必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

- 5 開札の日時及び場所
 - (一) 日時 平成三十一年二月二十日(水) 午前十時
 - (二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎二階二〇二会議室
- 四 入札に参加することができる者
 - 1 二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者
 - 2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者
- 五 その他
 - 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
 - 2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則第二条の規定による。
 - 3 契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第一百十三条及び第一百十四条の規定による。
 - 4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。
 - 5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の賃貸借料の総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
 - 6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - 7 契約書作成の要否 要
 - 8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業務として複数年度に渡る履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。
 - 9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Place and deadline for submitting bid form : Supplies Section, Accounting Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, February 19, 2019, 5 : 00 p.m.

- 2 Item/Service Required : Lease of computer terminal for the Miyagi Prefectural Police Wide Area Network System - 1 set
- 3 Date and Place of Bid Selection : 202 conference room, Miyagi Prefectural Police Headquarters, February 20, 2019, 10 : 00 am.
- 4 Contact : Supplies Section, Accounting Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan Tel.: 022-221-7171 Ext. 2232

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
平成三十一年一月十一日

- 一 入札に付する事項
 - 1 調達案件及び数量 ガスクロマトグラフ質量分析計システム賃貸借 一式
 - 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 3 履行期間 平成三十一年五月一日から平成三十八年四月三十日まで
 - 4 履行場所 宮城県警察科学捜査研究所
- 二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項
 - 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
 - 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
 - 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
 - 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
 - 5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお

従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番

一号 電話〇二二一二二一三三三五）へ平成三十一年一月二十三日（水）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇一八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一號

宮城県警察本部総務部会計課調度係（電話番号〇二二一二二一七七一、内線二二三三）

2 入札説明書等の交付期限

平成三十一年一月二十三日（水）午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成三十一年二月五日（火）までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間に

いて、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、平成三十一年二月十九日（火）午後五時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便にて1あて必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成三十一年二月二十日（水）午前十時三十分

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一號 宮城県警察本部庁舎二階二〇二会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の賃貸借料の総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業務として複数年度に渡る履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Place and deadline for submitting bid form : Supplies Section, Accounting Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters February 19, 2019, 5 : 00 p.m.

2 Item/Service Required : Lease of Gas Chromatograph with Mass-Selective Detector (GC/MS) System - 1 set

3 Date and Place of Bid Selection : 202 conference room, Miyagi Prefectural Police Headquarters February 20, 2019, 10 : 30 a.m.

4 Contact : Supplies Section, Accounting Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan Tel.: 022-221-7171 Ext. 2232

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成三十一年一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 広報用インターネットシステム賃貸借 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成三十年十二月十日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 NECキャピタルソリューション(株)東北支店 宮城県仙台市青葉区中央四丁目六番一号

五 落札金額 八千五百五十三万六千円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成三十年十月二十六日

選挙管理委員会

○宮選管告示第一号

平成三十年十二月五日現在における漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十九条第一項の規定による宮城海区漁業調整委員会の委員の解職の請求に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数は次のとおりである。

平成三十一年一月十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

三分の一の数 七八〇

監査委員

○宮城県監査委員告示第一号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

平成31年1月11日

宮城県監査委員 中 島 源 陽

宮城県監査委員 す じ ゅ う

宮城県監査委員 石 森 建 二

宮城県監査委員 成 田 由 加 里

記

1 監査委員の報告日

平成30年9月3日

2 通知のあった日

平成30年10月31日

3 監査委員の報告内容及び措置の内容

(1) 石巻好文館高等学校

イ 監査委員の報告の内容

賃金において、支給額の誤りが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

臨時職員の賃金について、二重払いがあったもの。

- ・件数 1件
- ・正支給額 102,993円
- ・誤支給額 202,110円
- ・過支給額 99,117円

ロ 措置の内容

本件は、事務処理上不可欠な確認の漏れが多重に発生したことにより生じたものである。

支出根拠書類の点検及び審査をはじめとする基本的事項について職員間で再確認をするための研修を定期的に行い、会計処理上必要な情報の共有を図った。また、出納員として毎月の定例の業務について進捗を表にして確認し、二重払いの再発防止を図った。

その後においては、会計処理の適正化を徹底している。

今後、再発防止のため、職員に注意喚起を継続していく。

(2) 柴田農林高等学校

イ 監査委員の報告の内容

全日制高等学校授業料の徴収において、督促を行わなかったことにより延滞金の徴収ができなかったものが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

- ・件数 1件
- ・調定金額 29,700円
- ・延滞金額 1,000円

ロ 措置の内容

納入期限到来後も収納が確認されない案件については、督促状の作成と発行を行う際に、納入期限毎に作成する未納者一覧表との照合を複数の職員で実施することにより、事務室内でのチェック機能を強化し、確実に督促を行うようにした。

(3) 古川支援学校

イ 監査委員の報告の内容

報酬において、支払遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

非常勤講師の報酬について、支給定日を過ぎて支給したものの。

- ・件数 1件
- ・金額 83,700円

ロ 措置の内容

教職員課からの通知を確認し、5月分の報酬からは当月21日に支払いを行った。

再発防止策として、教職員課の報酬に関する通知や研修会資料（よくある疑義照会事例）等を複数の目で確認することや、人件費の支払いについての年間カレンダーを作成し、支払遅延がないように努めている。

○宮城県監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

平成31年1月11日

宮城県監査委員	中	高	源	陽
宮城県監査委員	す	ど	う	哲
宮城県監査委員	石	森	建	二
宮城県監査委員	成	田	由	加里

記

1 監査委員の報告日

平成30年9月3日

2 通知のあった日

平成30年10月31日

3 監査委員の報告内容及び措置の内容

(1) 人事課・行政管理室

イ 監査委員の報告の内容

庶務事務の集中管理における報酬において、支給額の誤りが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

広報課の非常勤職員の報酬について、任用が終了しているにもかかわらず、支出をしたもの。

- ・件数 1件
- ・正支給額 0円
- ・誤支給額 113,794円
- ・過支給額 113,794円

措置の内容
非常勤職員や臨時職員の任期等の情報について、一覧表を作成しチェックするとともに、年度途中の職員の増減や更新の有無などを各課室と相互に確認しながら、処理をすすめることとした。

- (2) 職員厚生課
- イ 監査委員の報告の内容
職員宿舍の貸付において、手続きの不備が認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)
4月1日に手続きすべき職員宿舍(駐車場分)の貸付について、11月30日に手続きをしたもの。

- ・件数 1件
- ・調定金額 14,000円

措置の内容
貸与申請書提出前に口頭で駐車番号を通知することは行わず、承認通知の交付をもって使用者に通知することを徹底した。また、寮管理人に定期的な見回りを依頼するなど、駐車場の利用実態の把握に努めることで再発防止を図った。

- (3) 広報課
- イ 監査委員の報告の内容
報酬において、支給額の誤りが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)
非常勤職員の報酬について、任用が終了しているにもかかわらず、支出をしたもの。

- ・件数 1件
- ・正支給額 0円
- ・誤支給額 113,794円

・過支給額 113,794円

措置の内容
支出決議を行う担当課担当班へ、非常勤職員等の任免に係る情報の伝達を随時速やかに行うとともに、支給の誤りを未然に防ぐため、広報課の決裁過程においても、広報課が別途作成した非常勤職員個別の支給計算表により、支給対象者、任用期間及び支給額をダブルチェックすることとした。

- (4) 財政課
- イ 監査委員の報告の内容
委託契約において、予定価格調書を封書せずに保持していたものが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)
・業務名 宮城県予算編成システム改修業務(その2)
・予定価格 4,471,200円

措置の内容
指摘後速やかに、根拠となる財務規則第100条について課員に対し周知するとともに、今後は、施行の起案文書にチェック欄を設け、担当者及び予定価格作成者が相互に確認できるように改善を図った。

- (5) 税務課・地方税徴収対策室
- イ 監査委員の報告の内容
県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。

(内容)
・平成29年度収入未済額
現年度分 1,459,301,095円
過年度分 2,270,654,572円
合 計 3,729,955,667円

・平成28年度収入未済額
現年度分 1,604,680,723円
過年度分 2,576,717,505円
合 計 4,181,398,228円

措置の内容

報 告 書

平成28年3月に策定した「県税滞納額縮減対策3か年計画」に基づき、収入未済額の縮減と
税収確保に努めている。

計画では、収入未済額の8割を占める個人県民税を徴収対策の重点税目と定め、市町村が単
独で高い徴収率を実現できるよう、県税事務所等に設置した市町村滞納整理業務改善支援チーム
を中心に、市町村の実情に応じて積極的な市町村支援を行うとともに、連携・協働して収入未
済額の縮減対策を実施している。

個人県民税以外については、滞納整理の早期着手により滞納処分を中心とした取組みを徹底
するとともに、財産状況に応じて、滞納処分の執行停止等の納税緩和措置を適用するなど、適
正な債権管理により収入未済額縮減を図っている。

この結果、計画の目標設定基準となる平成26年度の収入未済額53億1千万円から15億8千万
円(▲30%)の縮減が図られている。

当該計画の最終年度が平成30年度であることから、次期計画を策定し、更なる収入未済額の
縮減と税収確保を図っていく。

(6) 循環型社会推進課・竹の内産廃処分場対策室・放射性物質汚染廃棄物対策室

イ 監査委員の報告の内容

特別納付金(産業廃棄物最終処分場の行政代執行に係る費用)において、収入未済があった
ので、収納促進と適切な債権管理を図らねばならない。

(内容)

・平成29年度収入未済額
現年度分 28,668,036円

過年度分 636,100,736円

合 計 664,768,772円

・平成28年度収入未済額

現年度分 28,710,603円

過年度分 608,266,133円

合 計 636,976,736円

ロ 措置の内容

平成24年度以降、特別納付金の適正な管理と収入未済額縮減のため、不動産や銀行預金等の
財産調査と所得調査を実施し、銀行預金等の差押えを行うなど、時効の中断と計画的な回収に
努めている。

債務者(不真正連帯債務者8者)に対して、文書等で納付を促すとともに、県内在住者3名

については、納付折衝のため定期的に自宅等を訪問し、自主的納付を促している。今年度は一
部納付金として、9月末までに138,000円を回収している。

今後も引き続き、債務者に対しては粘り強く折衝を行っていくとともに、所得調査や預貯金
等の財産調査による資産の把握を行い、状況により差押えを実施するなど可能な限り債権回収
に努める。

平成29年度収入未済額 664,768,772円 (A)

収入済額 438,000円 (B)

不納欠損額 0円 (C)

平成30年度調定額 261,710,751円 (D)

平成30年9月末収入未済額 690,501,847円 (A-B-C+D)

(7) 医療政策課・医療人材対策室

イ 監査委員の報告の内容

委託契約において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じら
ねばならない。

(内容)

看護職員県内定着促進事業PRキャラクターデザイン作成業務について、見積書提出期限
までに到着していない見積書をもって、見積決定をしたもの。

・見積書提出期限 平成29年4月10日

・見積書收受日 平成29年4月12日

ロ 措置の内容

全職員を対象として、職場研修を実施し、契約行為の留意点や手順について周知徹底を図
った。また、決裁ルートの見直しにより、内部統制機能を強化し、組織として再発防止に努める
こととした。

(8) 子育て支援課

イ 監査委員の報告の内容

母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金及び児童保護費において、収入未済があったので、収納
促進と適切な債権管理を図らねばならない。

(内容)

(イ) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金

・平成29年度収入未済額

現年度分 9,990,324円

過年度分 78,289,871円
 合 計 88,280,195円

・平成28年度収入未済額

現年度分 11,418,479円
 過年度分 81,540,568円
 合 計 92,959,047円

(ロ) 児童保護費

・平成29年度収入未済額

現年度分 4,027,770円
 過年度分 11,360,880円
 合 計 15,388,650円

・平成28年度収入未済額

現年度分 4,290,180円
 過年度分 10,028,060円
 合 計 14,318,240円

ロ 措置の内容

(イ) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金

母子父子寡婦福祉資金貸付金の収入未済額については、平成27年3月に策定した「意識改革プログラム」及び「縮減方針」に基づき、各取組を実施してきたところである。

部長をはじめ、次長及び各事務所長を含めた対策会議では、縮減目標の設定のほか、各事務所の取組状況や収入未済の進行管理を行っており、各事務所においては、検討会議等を実施し、縮減に向けた対策や取組方針等を定め、債権区分に応じて取り組んでいるところである。

今年度から本格稼働した債権管理システム及び口座振替制度を有効に活用するとともに、回収困難な案件を引き続き、サービサーへ委託し、前年度の収入未済額よりも縮減が図られるよう、縮減に向けた取組をより一層強化していく。

・平成29年度収入未済額 88,280,195円
 収入済額 8,204,024円
 不納欠損額 0円
 平成30年8月末現在収入未済額 80,076,171円

(ロ) 児童保護費

収入未済縮減にあたり児童相談所に対して次のとおり助言した。

なお、時効により消滅した債権については、引き続き不納欠損として処理していく。

a 新規に児童を措置するに当たっては、その保護者に負担金納入の必要性について十分な説明を行い、理解を得ることを徹底すること。

b 滞納が発生した場合には、迅速に納付交渉を行い、滞納者から納付できない理由を確認するとともに、必要な場合には分割納入を指導、又は徴収の猶予を検討すること。また、定期的な納付指導を継続すること。

c 職員を現金取扱員として一部納付金の受領を認めるようにするなど、個々の実態に合わせた納入促進対策を行うこと。

d 滞納者の子である児童の保護に支障がないことが確認できる場合は、滞納処分も視野に入れ、財産調査を実施すること。

・平成29年度収入未済額 15,388,650円
 収入済額 1,464,401円
 不納欠損額 0円
 平成30年8月末現在収入未済額 15,242,210円

(9) 雇用対策課

イ 監査委員の報告の内容

補助金等精算返還金及び過誤払返納金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

(イ) 補助金等精算返還金(雇用維持奨励金及び事業復興型雇用創出助成金)

・平成29年度収入未済額
 現年度分 0円
 過年度分 59,975,000円
 合 計 59,975,000円

・平成28年度収入未済額
 現年度分 64,518,000円
 過年度分 1,105,988円
 合 計 65,623,988円

(ロ) 過誤払返納金(事業復興型雇用創出助成金)

・平成29年度収入未済額

報 告 書 公 城 回

<p>現年度分 0円 過年度分 17,092,000円 合 計 17,092,000円</p> <p>・平成28年度収入未済額</p> <p>現年度分 12,912,000円 過年度分 4,494,000円 合 計 17,406,000円</p> <p>ロ 措置の内容</p>	<p>収入納促進と適切な債権管理を図らねたい。</p> <p>(内容)</p> <p>・平成29年度収入未済額</p> <p>現年度分 5,441,950円 過年度分 0円 合 計 5,441,950円</p> <p>ロ 措置の内容</p> <p>主債務者が、平成28年12月13日に破産手続の開始決定を受けたため、林野庁補助事業により導入した製材機械等施設の補助金が返還対象となったもの。</p> <p>現在は当該破産事件に伴う財産処分手続きが進んでおり、今後、他の破産債権と併せて補助金の返還(配当)金額について当該課と破産管財人の協議が実施される。</p>
<p>ロ 措置の内容</p> <p>事業復興型雇用創出助成金分については、収入未済事業者から納付誓約及び分割納付計画を徴し、納付を促すとともに債権管理に努めている。業績不振、経営悪化等により、計画どおり履行されていない事業者については、定期的に面談を行い、経営状況等を聴取するとともに納付を指導している。</p> <p>また、雇用維持奨励金分については、平成29年度に不納欠損処理を行った。</p> <p>なお、過誤払返納金のうち、破産申し立てを行った事業者については、平成29年8月3日から破産手続が開始され、債権届出書を提出し、債権者集会に出席していたが、一般破産債権への配分は得られず、平成30年8月20日に破産手続廃止及び免責許可決定がなされた。今後は、不納欠損処理を行う。また、債務整理を開始した事業者については、状況確認を行っていく。</p>	<p>(12) 道路課</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>委託料において、支払遅延による遅延利息が発生したものが認められたので、今後再発しないように対策を講じらねたい。</p> <p>(内容)</p> <p>・件数 1件 ・委託金額 437,758,520円 ・遅延利息額 719,603円</p> <p>ロ 措置の内容</p> <p>同様の事例が発生しないよう、監督者が定期的に注意喚起するものとした。</p> <p>また、契約情報を台帳により課全体で共有し、支払状況を定期的に複数の目で確認するなど、チェック体制を強化した。</p>
<p>(10) 観光課</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>普通財産の貸付料において、調定遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じらねたい。</p> <p>(内容)</p> <p>4月1日に調定すべき土地貸付料について、翌年3月30日に調定したものの。</p> <p>・件数 1件 ・調定金額 1,100円</p> <p>ロ 措置の内容</p> <p>収入事務進捗状況チェックシートを活用するとともに、起案文書に処理確認印を押印することで再発防止を図ることとした。</p>	<p>(13) 建築宅地課</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>補助金の交付事務において、請求のない概算払が認められたので、今後再発しないように対策を講じらねたい。</p> <p>(内容)</p> <p>・件数 1件 ・金額 289,000円</p> <p>ロ 措置の内容</p>
<p>(11) 林業振興課</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>補助金等精算返還金(木材供給等緊急対策事業費補助金)において、収入未済があったので、</p>	

補助金に係る会計事務処理のチェック表を作成し処理の進捗状況を一覧にすることで、これまで以上に複数の職員によるチェック体制を強化し、再発防止に努めている。

(14) 住宅課

イ 監査委員の報告の内容

県営住宅使用料において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に収納促進と適切な債権管理を図らねたい。

(内容)

・平成29年度収入未済額
現年度分 19,287,274円
過年度分 27,443,721円
合 計 46,730,995円
・平成28年度収入未済額
現年度分 19,723,719円
過年度分 29,704,018円
合 計 49,427,737円

ロ 措置の内容

県営住宅の管理業務全般については宮城県住宅供給公社（以下「公社」という。）へ委託しており、滞納整理業務についても公社が主体となり実施するほか、県住宅課職員が戸別訪問に同行するなど、連携を密にした取組を実施している。

「県営住宅滞納家賃等縮減推進の取組について（平成28年度～平成32年度）」の取組方針を基本としつつも、滞納状況の変化への対応も重要と考えている。

初期滞納者への早期対応が重要なことから、滞納の蓄積を未然に防ぐ取組の実施に向け、毎月開催する公社との連絡調整会議において、滞納整理の実施状況や収納状況及び収入未申告と滞納の関係把握しながら、滞納発生に対する早期の対応を指示している。また、滞納が長期化している案件については法的措置による厳正な対応を前提に、対応方針について個々に協議及び検討し、対策を講じている。

(1) 重点的な取組事項

a 入居者への取組

- (a) 初期滞納者（1～2か月）への取組強化（継続）
- (b) 法的措置による厳正な対応（継続）
- (c) 収入申告の徹底（継続）

(d) 生活保護受給者の代理納付の利用拡大（継続）

(e) 連帯保証人に対する対応の強化（継続）

b 退去者への取組

(a) 民間債権回収業者（サービサー）の活用（継続）

(b) 連帯保証人に対する対応の強化（継続）

(15) 会計課・会計指導検査

イ 監査委員の報告の内容

歳入歳出外現金において、労働委員会事務局の所得税に係る払出遅延による不納付加算税の発生が認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

・不納付加算税件数 1件
・不納付加算税額 6,500円

ロ 措置の内容

今回の払出遅延については、払出担当課から提出された決議書の処理状況が会計課において十分確認されいなかったことが原因であることから、決議書の確認を確実に行うことと職員間の連携を密にして取扱いに注意しながら処理を進めるよう周知徹底を図った。

(16) 義務教育課・特別支援教育室

イ 監査委員の報告の内容

報償費及び旅費において、支払遅延及び支給額の誤りが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

(1) 報償費（副賞）の支払について、引き続き支払遅延があったもの。

・件数 5件

・金額 192,594円

(ロ) 講師謝金に係る報償費及び旅費について、二重払をしたもの。

・件数 2件

・正支給額 16,191円

・誤支給額 32,382円

・過支給額 16,191円

ロ 措置の内容

以下を行うことにより再発を防止する。

<p>(イ) チェックシートを活用し、庶務担当と事業担当が連携し進捗管理を行うこととした。また、財務システム帳票等を活用した未払の有無の確認や打ち合わせ等における進捗状況の情報共有を毎月行うことで内部統制の定着に努める。</p> <p>(ロ) チェックリストを作成し、下記の事項について確認することとした。</p> <p> a 事業担当者においては、引去り簿で過去に同じ支出を行っていないか、施行向いに会計課の収受印の押印は無いかを確認する。</p> <p> b 支出担当者においては、財務システムで過去の支出状況と施行向いに会計課の収受印の押印は無いかを確認する。</p> <p> c 課長、総括、班長は、引去り簿を確認する。</p> <p>(ワ) 高校教育課</p> <p> イ 監査委員の報告の内容</p> <p> 高等学校等育英奨学資金貸付金償還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図りたい。</p> <p> (内容)</p> <p> ・平成29年度収入未済額</p> <p> 現年度分 108,452,652円</p> <p> 過年度分 168,860,950円</p> <p> 合 計 277,313,602円</p> <p> ・平成28年度収入未済額</p> <p> 現年度分 75,275,305円</p> <p> 過年度分 130,011,143円</p> <p> 合 計 205,286,448円</p> <p> ロ 措置の内容</p> <p> 収入未済額を縮減するため、未納者に対して、督促状を毎月送付するとともに、これに応じない未納者に対しては、電話による催告や未納額総額を記載した納付催告書を送付し、償還を促した。</p> <p> さらに6か月以上未納状態が続いている者に対しては、連帯保証人あてに未納額総額を記載した納付催告書の送付や自宅訪問を行うなど、督促の強化に努めた。</p> <p> また、生活保護受給等の経済的困窮や大学への進学等により償還が困難な場合は、償還の猶予を案内し、新たな収入未済額発生の抑制に努めた。</p> <p> 平成29年度において、過年度の収入未済額のうち、36,425,498円を回収し、収入未済額の縮減に努めた。</p>	<p>(8) 警察本部</p> <p> イ 監査委員の報告の内容</p> <p> 補助金の実績報告書において、引き続き提出期限が守られていないものが認められたので、今後再発しないように対策を講じりたい。</p> <p> (内容)</p> <p> ・件数 1件</p> <p> ロ 措置の内容</p> <p> 今回の件を受け、補助事業者に対し、今後は、補助金等交付規則に基づき報告期限まで提出するよう求めたところ期限を遵守する旨回答を受けた。</p>
	<p style="text-align: center;">公安委員会</p> <p>○宮城県公安委員会規則第1号</p> <p>宮城県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。</p> <p>平成31年1月11日</p> <p style="text-align: right;">宮城県公安委員長 山口 哲男</p> <p>宮城県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則</p> <p>宮城県警察国有物品管理規則（昭和39年宮城県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第1条第2項中「警察庁物品管理細則（昭和32年警察庁訓令第11号）」を「警察庁物品管理取扱細則（昭和40年警察庁訓令第13号）」に改める。</p> <p>第2条の2第2項及び第3項を次のように改める。</p> <p>2 本部長は、物品に関する事務の一部を処理する代行機関（以下「代行機関」という。）を置くものとし、総務部会計課長の職にある者をもって充てる。</p> <p>3 代行機関は、経常的かつ軽微な事務のうち、別に定める事務を処理するものとする。</p> <p>第3条第4項中「事故により不在の」を「欠けた」に、「物品出納員が欠けたときに」を「出張、休暇、欠勤等により2週間以上引き続きいてその職務を行うことができないうときは」に改め、「規定する」の次に「物品出納員の」を加える。</p> <p>第4条第4項中「事故により不在の」を「欠けた」に、「物品出納員が欠けたとき」を「出張、休暇、欠勤等により2週間以上引き続きいてその職務を行うことができないうときは」に改め、「規定する」の次に「物品出納員の」を加える。</p>

第9条第1項中「うち」の次に「、使用の必要がないと認めるもの又は」を加え、「物品不用決定書」を「供用不適品等報告書」に改め、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、「又は同条第2項」を削り、「処置」を「措置」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「若しくは」を「又は」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 本部長は、前項の規定により報告を受けたとき、その他必要があると認めるときは、速やかに物品返還書（様式第2号の2）をもって物品管理官に返還しなければならない。

第11条第2項中「ついで」を「あって」に、「、第20条に規定する物品供用簿」を「物品供用簿（様式第5号の2）」に改める。

第12条の見出しを「（返戻）」に改め、同条中「とき」の次に「、又は使用することができないと認めるものがあるとき」を加え、「返れいしなければならぬ」を「返戻しなければならぬ」に改める。

第13条第1項中「で使用する必要があるものがある」と認める」を「のうち、使用の必要がないと認めるもの又は使用することができないと認めるものがある」に改める。

第14条の見出しを「（供用換）」に改め、同条第1項及び第2項中「供用換え」を「供用換」に改め、同条第3項中「供用換え」を「供用換」に、「かかる」を「係る」に改める。

第15条中「ただちに」を「直ちに物品亡失（損傷）報告書（様式第8号）をもって」に改める。

第16条中「かかる」を「係る」に、「ただちに使用物品亡失（損傷）報告書（様式第8号）」を「直ちに物品亡失（損傷）報告書」に改める。

第19条に次の1項を加える。
2 物品供用員は、前項の点検を実施したときは、国有物品点検結果報告書（様式第10号）をもって本部長に報告するものとする。

第20条中「別表第1」を「様式第11号」に改め、「（別表第2）」を削る。

第21条の見出し中「引き継ぎ」を「引継ぎ」に改め、同条中「様式第10号」を「様式第12号」に改め、同条ただし書中「引き継ぎ」を「引継ぎ」に改め、同条を第22条とし、第20条の次に次の1条を加える。

（物品の異動の整理区分）

第21条 前条に規定する物品の異動は、物品出納員及び物品供用員ごとに、それぞれ別表第1及び別表第2に規定するところにより区分して整理しなければならない。

別表第1（第21条関係）

物品出納員に係る整理区分

区分	区分に該当する場合
1 無償使用	物品管理官から無償使用した場合
2 供用	物品を物品供用員に供用する場合
3 供用換	物品の供用を他の物品供用員に移す場合
4 返納	物品を物品供用員から返納させる場合
5 返還	無償使用している物品を物品管理官に返還する場合
6 亡失	物品の亡失について整理する場合
7 雑件	物品について前各号のいずれにも該当しない異動がある場合

別表第2 (第21条関係)

物品供用員に係る整理区分

区分	区分に該当する場合
1 受領	物品を物品出納員から受領する場合
2 供用	物品を使用職員に供用する場合
3 返納	物品を物品出納員に返納する場合
4 返戻	物品を使用職員から返戻させる場合
5 亡失	物品の亡失について整理する場合
6 雑件	物品について前各号のいずれにも該当しない異動がある場合

別表第3を削る。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第1号 (第8条関係)

第 号		年 月 日			
本 部 長	物品出納員	管 理 官	課長補佐	係 長	主任(係)
	物品供用員	管 理 官	課長補佐	係 長	主任(係)
					課 署 等 名
物品保管委託書					
次のとおり保管委託をしようしいか。					
分 類	I	分 類	II	細 分	類
品 目	規 格	数 量	保 管 委 託 先		
			1 所在地		
			2 保管委託先		
保 管 委 託 期 間	年 月 日 から	年 月 日 まで	保 管 委 託 理 由		
保 管 委 託 条 件					
物品出納簿登記済	年 月 日	⑩	物品供用簿登記済	年 月 日	⑪

備考 1 決裁欄は、適宜変更することができる。

2 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第2号 (第9条関係)

第 号		年 月 日			
本 部 長	物品出納員	管 理 官	課長補佐	係 長	主任・係
使用不適品等報告書					
報告する。					
次のとおり使用不適品等を 返還してよろしいか。					
返還を命ずる。					
分 類	I	分 類	II	細 分	類
品 目	規 格	数 量	摘 要		
返 還 理 由					
物品の現況					

備考 1 決裁欄は、適宜変更することができる。

2 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第2号の次に次の1様式を加える。

様式第2号の2 (第9条関係)

第 号

年 月 日

物品管理官
宮城県警察本部長 殿

宮城県警察本部長

物品返還書

次のとおり物品を返還します。

分類Ⅱ	細分類	品 目	数 量	備 考

返還理由

物品管理簿登記済		物品出納簿登記済	
年	月 日	年	月 日

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第3号から様式第5号までを次のように改める。

様式第3号 (第9条関係)

第 号		年 月 日			
本 部 長	物品出納員	管 理 官	課長補佐	係 長	主 任(係)
	物品供用員	管 理 官	課長補佐	係 員	課 署 等 名
物品修繕(改造)書					
次のとおり修繕(改造)を報告する。しいいか。要する。					
分 類 I	分 類 II	細 分		類	
品 目	規 格	数 量	所要時間	摘 要	
修繕(改造)理由		修繕(改造)条件			
修繕改造内容					
物品出納簿登記済			物品供用簿登記済		
年	月	日	年	月	日
		㊦			㊦

備考
 1 決裁欄は、適宜変更することができる。㊦
 2 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第5号乙（第11条関係）

(No.)

品 目	規 格	受 領			返 納			摘 要
		数 量	年 月 日	使用職員 印	数 量	年 月 日	使用職員 印	

様式第5号の次に次の1様式を加える。

様式第6号から様式第9号までを次のように改める。

様式第6号（第13条関係）

返納命令 第 号
受入命令 第 号

第 号 年 月 日

本部長	物品出納員	管理官	課長補佐	係長	主任（係）
	物品供用員	管理官	課長補佐	係長	係員
					課署名

物品返納書

次のとおり返納させてよろしいか。

分 類	I	分 類			細 分	類
		II	III	IV		
品 目	規 格	数 量	単 位	摘 要		

返 納 理 由	
物 品 の 状 況	
物品出納簿登記済	物品供用簿登記済
年 月 日 印	年 月 日 印

- 備考 1 決裁欄は、適宜変更することができる。
 2 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第7号 (第14条関係)

返納命令 第 号		受領命令 第 号			
第 号					
年 月 日					
本部長	物品出納員	管理官	課長補佐	係 長	主 任 (係)
	物品供用員	管理官	課長補佐	係 長	係 員
	物品供用員	管理官	課長補佐	係 長	係 員
物品供用換書					
次のとおり供用換を(請求)する。					
分 類	I	分 類	II	細 分	類
品 目	規 格	数 量	単 位	摘	要
物品出納簿登記済			物品供用簿登記済		
年 月 日	印	年 月 日	印	年 月 日	印

備考 1 決裁欄は、適宜変更することができる。
 2 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第8号 (第15条、第16条関係)

警察本部長 (官職) 氏 名 殿		物品出納 (供用) 員 (使用職員) (官職) 氏 名 印			
物品亡失 (損傷) 報告書					
次のとおり物品の亡失 (損傷) をしたから報告する。					
分 類	I	分 類	II	細 分	類
品 目	数 量	亡失 (損傷) 年月日			
亡失 (損傷) 事由					
亡失 (損傷) 発見後の処理状況	亡失 (損傷) 物品の保管状況	その他参考事項			

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第9号 (第18条関係)

検 査 書

第 年 月 日 号

殿

検 査 員
立 会 人

宮城県警察国有物品管理規則第17条第1項の規定により、次の者について検査したところ
物品管理をしているものと認める。

定時検査又は随時検査

部 課 署 名
物品管理官等の官職氏名
管 理 期 間 年 月 日から 年 月 日まで

交替検査

部 課 署 名
前任物品管理官等の官職氏名
管 理 期 間 年 月 日から 年 月 日まで
後任物品管理官等の官職氏名

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A列 4番とする。

様式第10号を次のように改め、同様式を様式第12号とする。

様式第12号 (第22条関係)

年 月 日作成

引 継 書

物品出納 (供用) 簿 冊

物品出納 (供用) 関係書類

名 称 冊

〃 冊

〃 冊

上記帳簿及び関係書類を引継ぎする。

年 月 日

前任物品出納 (供用) 員

(官職) 氏 名) 印

後任物品出納 (供用) 員

(官職) 氏 名) 印

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第9号の次に次の2様式を加える。

様式第10号 (第19条関係)

国 有 物 品 点 検 結 果 報 告 書

年 月 日

宮城県警察本部長 殿

(所 属)
物品供用員
(官 職 氏 名) ㊟

宮城県警察国有物品管理規則第19条の規定により、当課(隊・署)で使用中の物品の使用
状況について点検を行った結果は、次のとおりであったので報告する。

点検実施日	年 月 日 (年度 第 四半期) (前回の点検日)
実 施 者	
立 会 者	
点 検 内 容	
点 検 結 果	
備 考	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第11号 (第20条関係)

1 物品出納簿 (重要物品)

重要物品 分類Ⅱ

品 目

年 月 日	摘 要	物品管理簿				物品出納簿				備 考				
		異 動		高		異 動		高						
		増	減	数量	価格	増	減	数量	価格	現 在	供 用	内 訳		
		数量	価格	数量	価格	数量	価格	数量	価格	貸付	寄託	保管	計	
						貸付	寄託	保管	計	貸付	寄託	保管	計	
						供用								

- 備考
- 1 この様式は、重要物品について記載する。
 - 2 物品の分類及び品目別に別業とする。
 - 3 この用紙の大きさは、日本工業規格A列3番とする。

2 物品出納簿 (備品)
細分類 分類II 品 目

物品管理簿			物品出納簿				物品出納簿					備 考		
年 月 日	摘 要	異動数量		現 在 高		異動数量	現 在 高	供 用 内 訳			備 考			
		増	減	貸付	寄託			保管	計	増		減	供用	

備考
1 この様式は、備品について記載する。
2 物品の分類及び品目別に別業とする。
3 この用紙の大きさは、日本工業規格A列3番とする。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

雑 報

○女川町長から、公報登載の依頼があった。

平成三十一年一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

石巻広域都市計画事業女川町被災市街地復興土地区画整理事業において、次の者に対する土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第九十八条第一項及び同条第五項の規定による仮換地指定通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第三十三条第一項の規定により、当該書類の送付にかえてその内容を次のとおり公告する。

平成三十一年一月十一日

石巻広域都市計画事業

女川町被災市街地復興土地区画整理事業

施行者 女川町

女川町長 須 田 善 明

一 書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

1 住所 宮城県牡鹿郡女川町鷺神浜二十八番地

氏名 木村 愛治郎

2 住所 宮城県牡鹿郡女川町鷺神浜二番地

氏名 木村 寿吉

3 住所 宮城県牡鹿郡女川町鷺神浜字鷺神五十四番地

氏名 阿部 善蔵 相続人 阿部 桂志

4 住所 宮城県牡鹿郡女川町鷺神浜字鷺神百三番地

氏名 木村 源吉

5 住所 宮城県牡鹿郡女川町浦宿浜字大沢八十二番地

氏名 阿部 庄治

6 住所 宮城県牡鹿郡女川町鷺神浜二十七番地

氏名 荒川 豊吉

7 住所 宮城県牡鹿郡女川町鷺神浜字堀切山六十番地

氏名 大友 竜蔵

8 住所 宮城県牡鹿郡女川町鷺神浜字鷺神一番地

氏名 阿部 清五郎

9 住所 宮城県牡鹿郡女川町鷺神浜百二十五番地

氏名 吉田 菊治

10 住所 宮城県牡鹿郡女川町鷺神浜字鷺神二十五番地

氏名 大石 清治

11 住所 宮城県牡鹿郡女川町鷺神浜六番地の二

氏名 木村 喜代治

12 住所 宮城県牡鹿郡女川町鷺神浜十二番地

氏名 木村 一兵衛

13 住所 宮城県牡鹿郡女川町鷺神浜字向五番地

氏名 直江 幸作

14 住所 宮城県牡鹿郡女川町鷺神浜六十五番地の二

氏名 菅井 讓治

二 通知の内容

土地区画整理法第九十八条第一項及び第五項の規定により、女川町被災市街地復興土地区画整理事業において定められた仮換地指定通知のとおり、仮換地の指定の通知をします。

教示

1 この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して三月以内に宮城県知事に審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十九条第二項に規定されています）。

2 この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に女川町を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

3 上記1の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に女川町を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、仮換地指定通知は掲載を省略し、それらを宮城県牡鹿郡女川町女川浜字女川百七十八番地K K一八街区一画地女川町役場において掲示する。